



申請者向け「購入前チェックリスト」

※補助金の対象外となることを防ぐため、購入前に必ず以下の項目を確認してください。

① 市のホームページ、事務局のご案内

- 申請に必要な情報(登録店舗、予算残額、申請方法等)については、すべて市のホームページに掲載されていることを理解しました。
- 不明な点や質問がある場合は下記の事務局にお問い合わせます。

市のホームページ
QRコード



姫路市省エネ家電買換え促進事業事務局

TEL:050-3515-7929 〒670-8501 姫路市安田4丁目1(市役所北別館)

受付時間:平日9:00~17:00

※電話は5月~7月に限り土・日・祝日も受け付けます。

② 申請者等の条件チェック

- 申請者は姫路市の住民票上の世帯主です。
- (世帯主が申請できない場合)事務局に連絡し、世帯主以外で申請することの承諾を得ます。
- 本補助金のすべての提出書類の名前を申請者(世帯主)とします。
- 申請時の住所は住民票の住所と一致しています。
- 1世帯1回限りの補助であることを理解しています。
- 同一世帯ですでに本補助金の申請・交付を受けていません。

③ 購入店舗等の条件チェック

- 購入予定の店舗は、姫路市が登録した「登録店舗」です。
※登録店舗以外で購入した場合は補助対象外となります。
- 購入対象期間(令和8年5月11日~令和8年10月16日)に購入します。
※購入対象期間外で購入した場合は補助対象外となります。

④ 対象家電・性能要件のチェック

- 購入予定の品目はエアコン又は冷蔵庫(※冷凍庫のみの製品は対象外)です。
- 省エネルギー基準達成率が100%以上の製品を購入します。
- 家庭用の新品を購入します。(業務用は対象外です)。
※家庭用であるかの確認については、登録店舗にお問い合わせください。

⑤ 購入金額・補助額のチェック

- 補助金の対象経費は本体価格(税抜)のみであることを理解しました。
- 各品目はそれぞれ最大3台までが対象であることを理解しました。
- 品目の違いに関係なく、同一店舗、同一日に購入します。
- 購入時に値引きされた場合は、値引き後の本体価格が補助対象となることを理解しました。
- 補助対象の製品を複数台購入した場合、本体価格の合計額が補助対象となることを理解しました。
- 補助額は以下のとおりであることを理解しました。

本体価格の合計額(税抜)	補助額
21万円以上	7万円(上限額)
18万円以上 21万円未満	6万円
15万円以上 18万円未満	5万円
12万円以上 15万円未満	4万円
9万円以上 12万円未満	3万円
6万円以上 9万円未満	2万円
3万円以上 6万円未満	1万円

※補助額の算定結果については、購入時に発行される登録店舗記入用紙に記載されます。ご確認ください。

- 品目ごとに7万円(エアコン7万円と冷蔵庫7万円の計14万円)ではないことを理解しました。
- ポイント・クーポン・商品券での支払い分は対象経費に含まないことを理解しました。

⑥ 買換え・廃棄に関するチェック

- 同一品目を買換えます。(例:古いエアコン→新しいエアコン)
※買換えでない場合は対象外です。
※複数台買換える場合は、同一品目、同一数の買換えが必要です。

- 古い家電を廃棄した際に、世帯主の名前で家電リサイクル券(排出者控え)を受け取ります。

※購入店以外で廃棄の手続きを行う場合も、リサイクル券の提出は必要です。

⑦ 購入時に受け取る必要がある書類のチェック

- 領収書(レシート)
- 登録店舗記入用紙 (※購入時に登録店舗の担当者が記載します。)

⑧ 設置場所のチェック

- 購入した家電は申請者の住民票上の住所に設置します
- 設置後に以下の2枚の写真を購入商品ごとに撮って、申請書に添付します。
 - ①設置後の全体像の写真(エアコンについては室内機のみ)
 - ②品質表示板(型番)が確認できる写真(エアコンについては室内機のみ)

品質表示板の例

形名	AA-S66V-W			2027年製	製造番号	○○○○○○○○○○
	ルームエアコン					
	冷房	暖房標準	暖房低溫			
定格能力	2.2kW	2.5kW	3.0kW			
定格消費電力	570W	555W	1.0kW			
運転電流	6.6A	6.4A				
電源	単相 100V 50/60Hz 質量:11kg					
	電動後の定格消費電力					
	○○○○株式会社			MADE IN JAPAN		

【設計上の標準使用期間】10年
設計上の標準使用期間を超えてお使いいただいた場合は、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

⑨ 申請方法・期間のチェック

便利な「電子申請システム」での申請をお勧めします

- 申請は購入後の事後申請(実績報告)であることを理解しています。
- 申請方法には「電子申請システム」による申請と、紙による申請(「郵送」または「窓口」)があることを理解しました。
- (紙で)申請する場合は、①申請書兼実績報告書、②補助金交付請求書、③添付書類(9種類)を提出します。
- (電子申請システムで)申請する場合は、申請フォームに必要情報を入力した上で、添付書類(9種類)を電子データ化(スマートフォンで撮影など)し、提出します。
- 申請期間内(令和8年6月1日～令和8年10月30日)に申請します。
- 先着順であり、申請期間内であっても予算上限に達し次第終了することを理解しています。
- 予算残高は市のホームページで確認します。

⑩ 振込口座等のチェック

- 申請者(世帯主)本人名義の口座への振込申請をします。
- 通帳又はキャッシュカードの写しを提出します。
 - ※ネットバンキングの場合は、画面のスクリーンショットを提出してください。
- 市からの振り込みに、申請から2～3か月程度要することを理解しました。

(紙による申請)で必要な書類

① 申請書兼実績報告書(様式第1号)

② 補助金交付請求書(様式第4号)

※様式は市のホームページにありますので、プリントして使用してください。

プリントすることが困難な方は事務局までご連絡ください。

(全ての申請)で必要な添付資料

- ① 身分証明書(運転免許証等)の写し ※住民票の住所と一致すること
- ② 世帯全員の住民票 ※申請書において、市による閲覧を同意すれば省略可能
- ③ 市税滞納無証明書 ※申請書において、市による閲覧を同意すれば省略可能
省略する場合は、下記の【*】を確認すること。
- ④ 領収書またはレシートの写し
- ⑤ 登録店舗記入用紙 ※購入時に登録店舗の担当者が記入し、購入者に発行します。
- ⑥ 家電リサイクル券(排出者控え)の写し
- ⑦ 補助対象製品の設置後の写真①(設置状況がわかる全体像)
- ⑧ 補助対象製品の設置後の写真②(品質表示板(型番)が確認できるもの)
- ⑨ 通帳等の写し(申請者名義の口座がわかるもの)

【*】申請書にある「市職員による税閲覧」について同意すれば、滞納無証明書の提出は不要です。しかし、申請が集中した場合、税閲覧の事務作業が遅滞する(遅い場合は申請から補助金交付まで2か月以上かかる)ことが予想されます。速やかに補助金の交付を受けられたい方は滞納無証明書を添付してください。